

【事案Ⅱ－1】病気手術共済金支払請求

・2025年6月17日 裁定終了

<事案の概要>

総合医療共済に加入している申立人が、2023年に受けた痔核手術（脱肛を含む）（以下「本件手術」という。）について病気手術共済金を請求したところ、被申立人は「本件手術の治療は『自費』扱いとなっており、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表の「手術料」の算定対象になっていない」として支払を拒否した。これを不服とする申立人が病気手術共済金の支払を求めたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、申立人に病気手術共済金を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人の約款・事業規約においては、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術でかつ診療報酬が1,400点未満は支払対象外と規定している。しかしながら、申立人が受けた本件手術は、医科診療報酬点数表において算定対象となる手術として規定されており、免責規定には該当せず、支払の対象となる。
- (2) 確かに本手術は自費扱いではあるものの、第三者からの加害行為のうち自賠責保険の対象となる場合や労災保険の対象となる場合、外国で手術を受けた場合には、自費診療でも病気手術共済金の支払対象になるのに、本件手術の治療代の自費診療が対象とならない約款・事業規約の規定は不合理である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の要求は認められないとの判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件共済契約で適用される約款・事業規約によれば、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術は、病気手術共済金を支払うとの規定になっている。ところが、申立人の受けた本件手術の治療代は自費診療である。したがって、被申立人は申立人に対し、本件手術について病気手術共済金を支払う義務はない。
- (2) 自賠責保険、労災保険は、いずれも公的医療保険と同様に日本国の法令に基づき日本全国で同一の基準により運営されている保険制度であり、公的医療保険に準じた扱いをすることに相当の理由がある。また、公的医療保険加入者が海外で医療行

為を受けた場合には公的医療保険において審査の上で払い戻しをする仕組みがあり、その適用を受けた場合に公的医療保険に基づいたものとして扱うことに矛盾はない。したがって、申立人が不合理とする主張には理由がない。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件において適用される約款・事業規約の規定は、「公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定となる手術」を支払対象とするものとして、支払請求前に契約者自身が支払の可否を判断することができるようとしたものである。申立人が支払を求めている本件手術の治療代は自費診療であることは当事者間に争いがないことから、同規定を前提にすると、被申立人は本件の病気手術共済金の支払義務はないということになる。
- (2) 申立人は、自賠責保険あるいは労災保険の支払対象でかつ外国で手術を受けた場合には、自費診療でも病気手術共済金の支払対象になるのに、本件共済契約で自費診療を受けた場合には支払対象にならないのは不合理だと主張するが、被申立人の主張のとおりであり相当の理由、合理性がある。